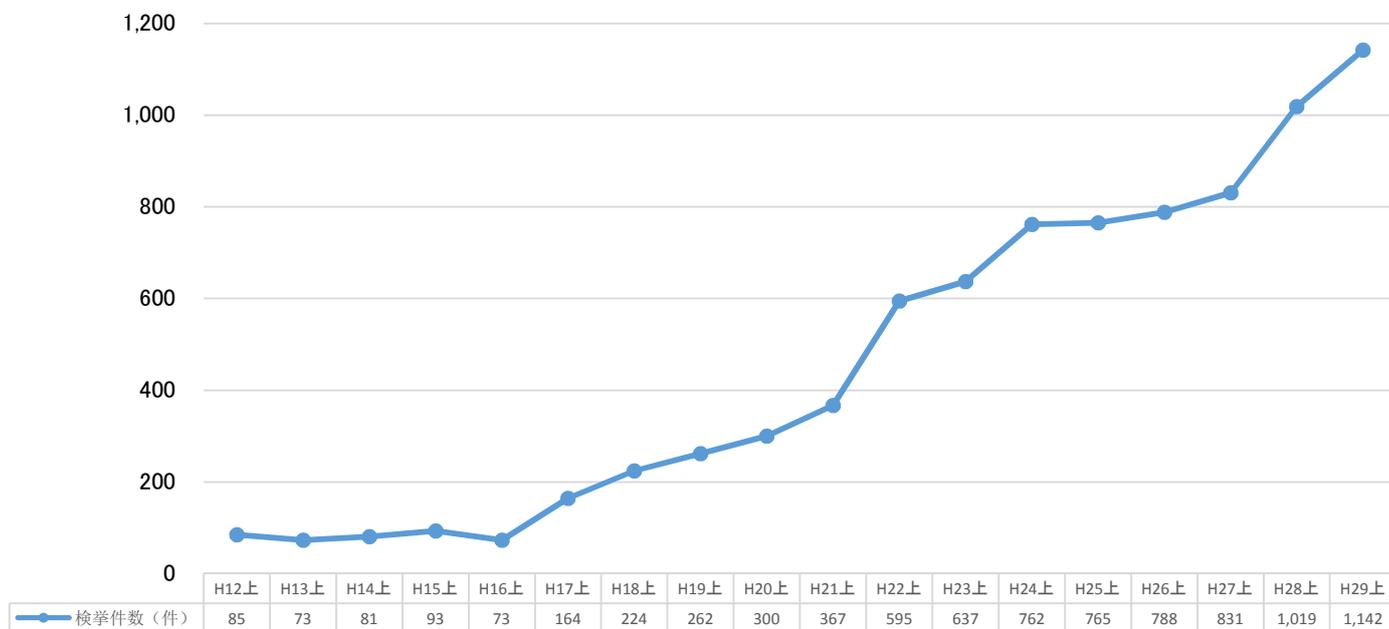


平成29年上半期における子供の性被害の状況

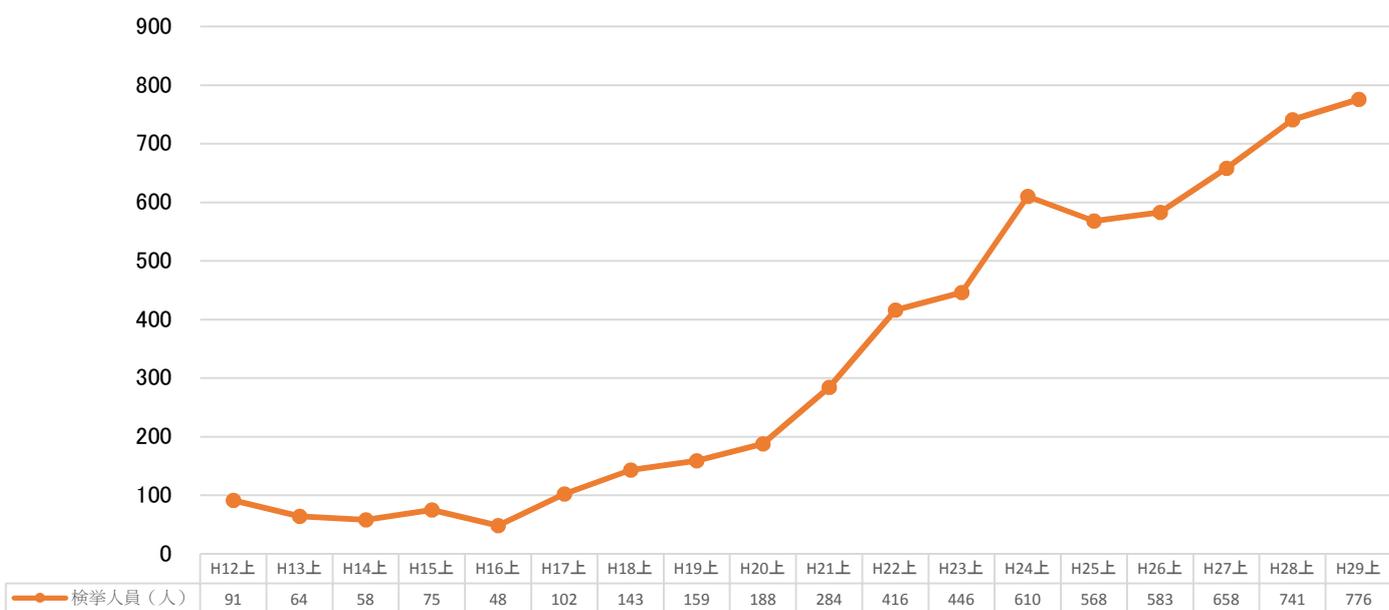
1

【児童ポルノ事件】検挙件数の推移

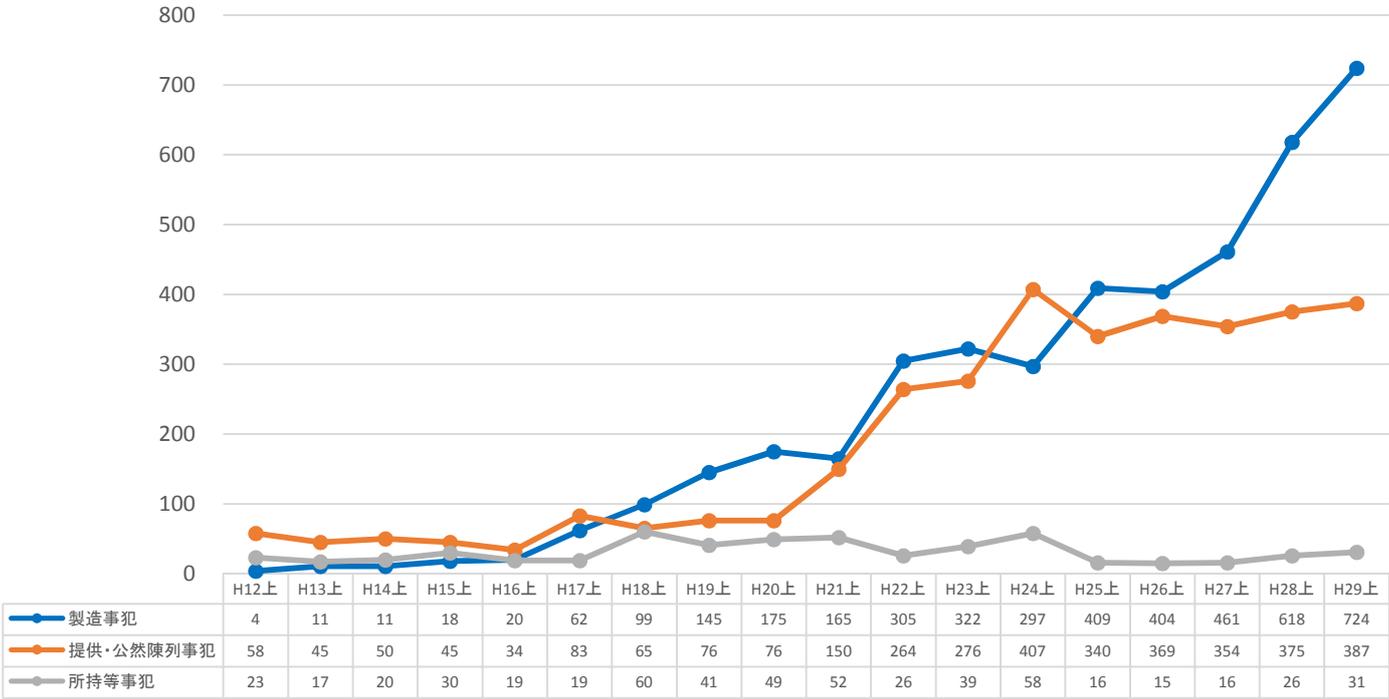


2

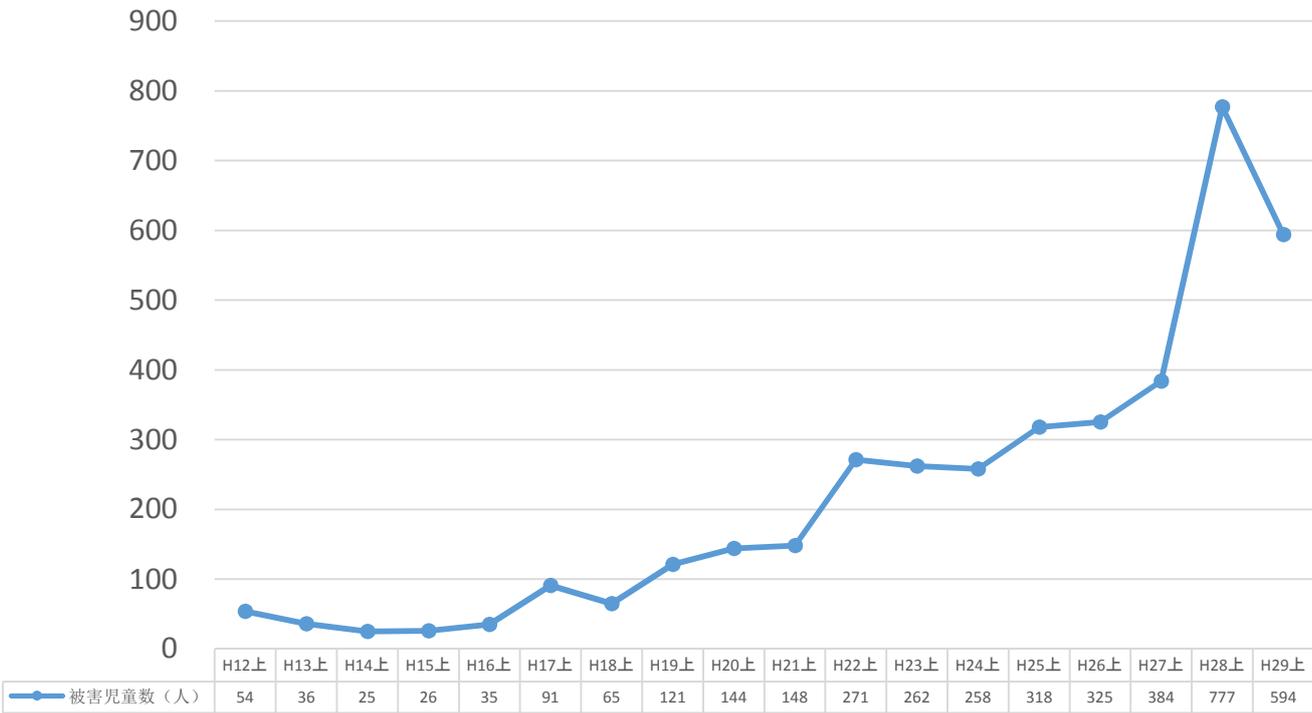
【児童ポルノ事件】検挙人員の推移



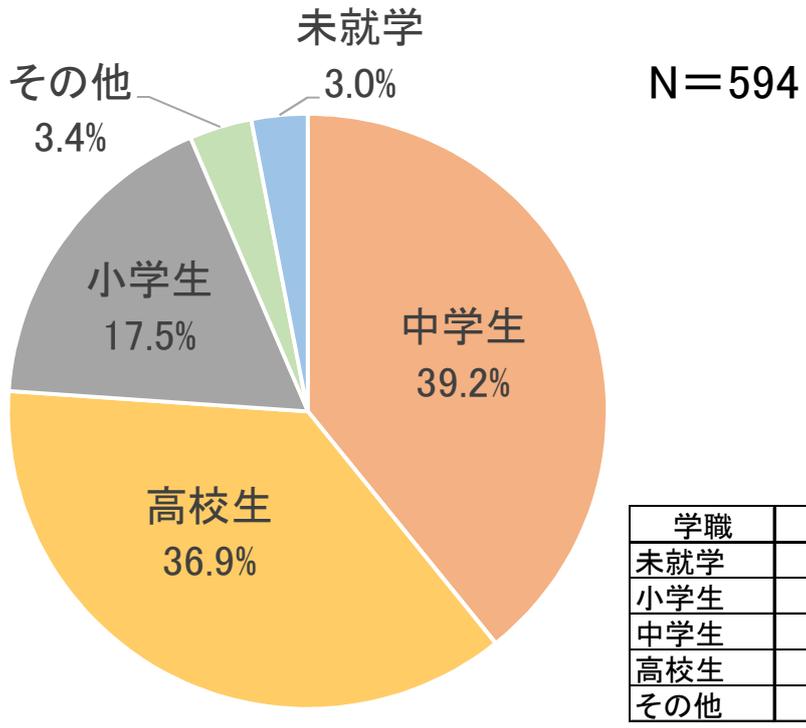
【児童ポルノ事件】態様別の検挙件数の推移



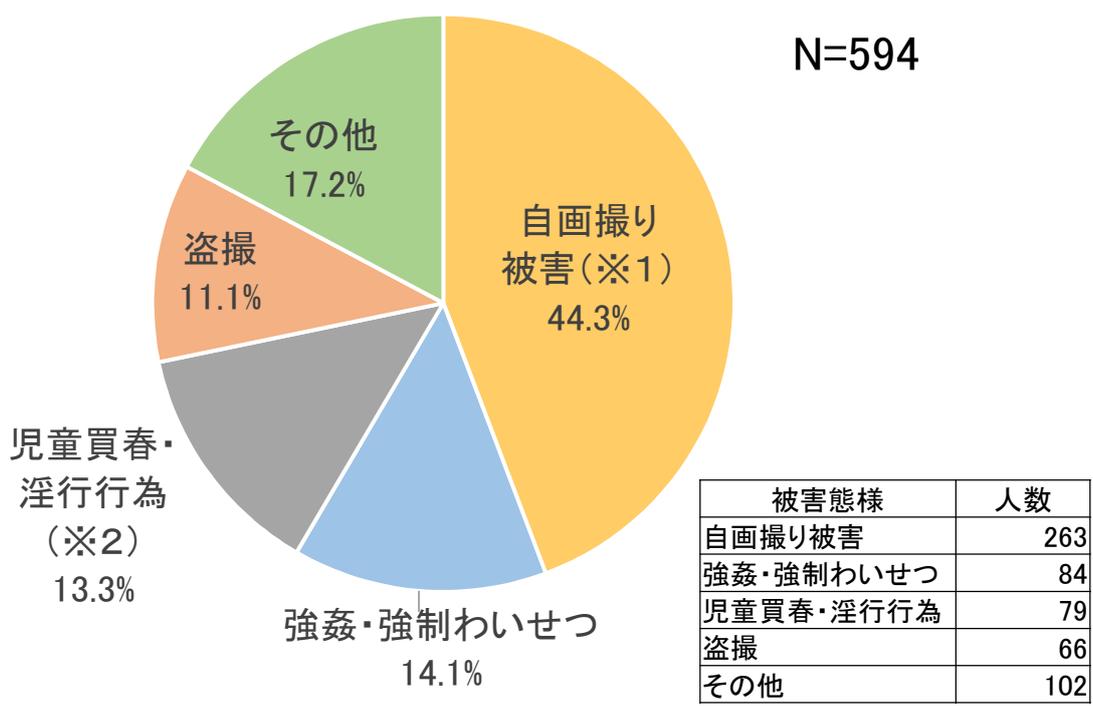
【児童ポルノ事件】被害児童数の推移



【児童ポルノ】 被害児童の学職別の推移

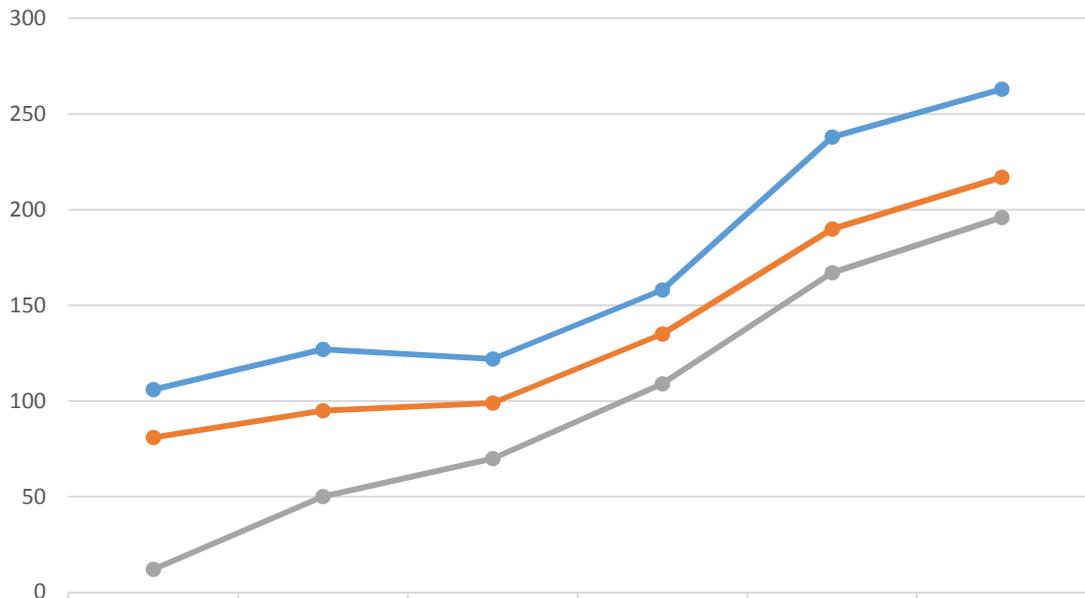


【児童ポルノ事件】 被害児童の被害態様別の割合



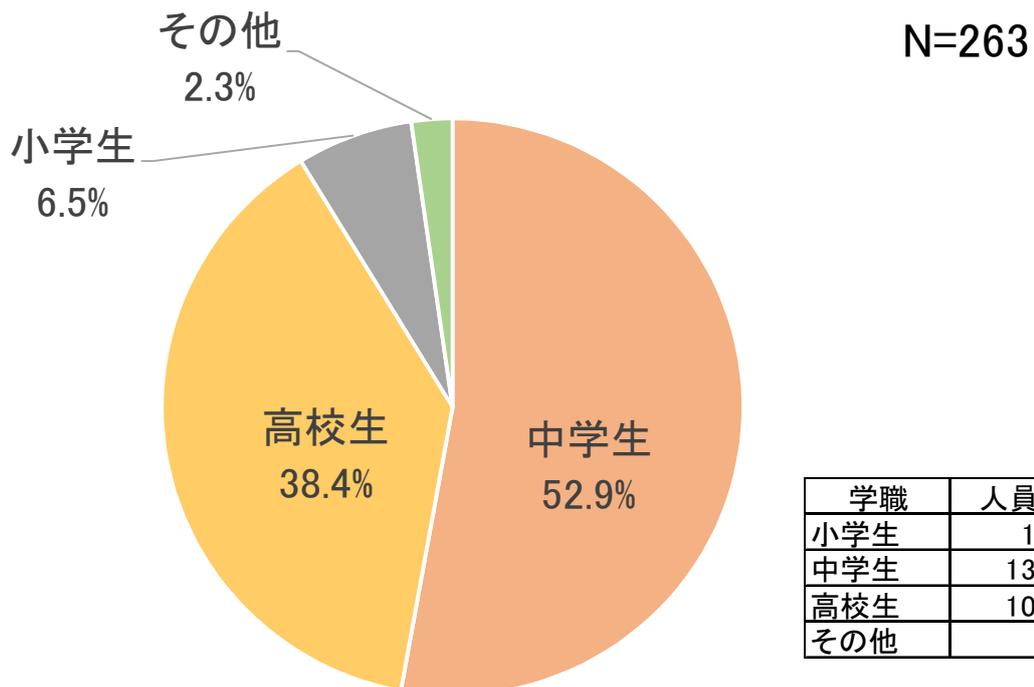
※1 「自画撮り被害」は、だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。
 ※2 「淫行行為」は、「青少年育成条例違反(淫行行為)」をいう。

【児童ポルノ事件】 自画撮り被害に遭った児童の推移



	H24上	H25上	H26上	H27上	H28上	H29上
自画撮り被害児童数	106	127	122	158	238	263
うちコミュニティサイト起因	81	95	99	135	190	217
うちスマートフォン使用	12	50	70	109	167	196

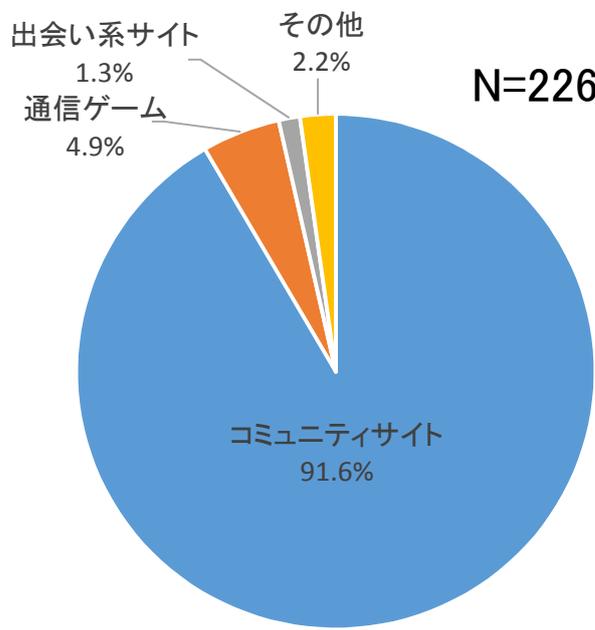
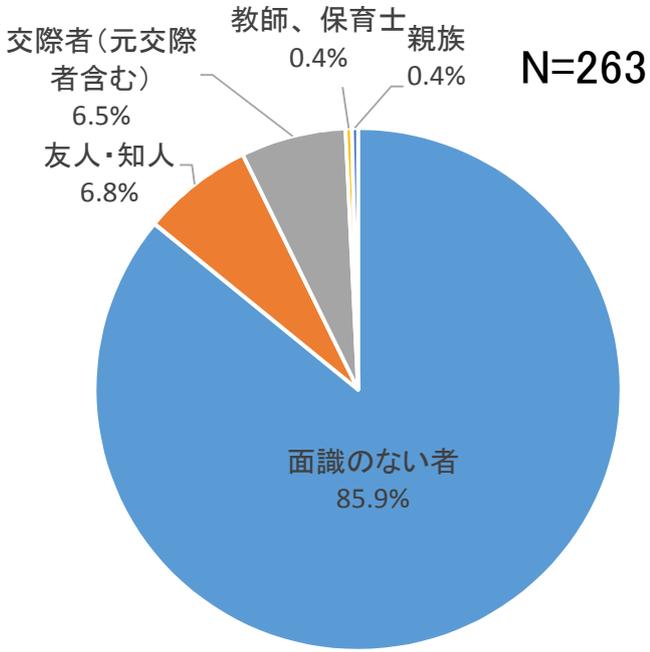
【児童ポルノ事件】 自画撮り被害に遭った児童の学職別の割合



【児童ポルノ事件】 自画撮り被害に遭った児童関係

被害児童と加害者との関係別の割合

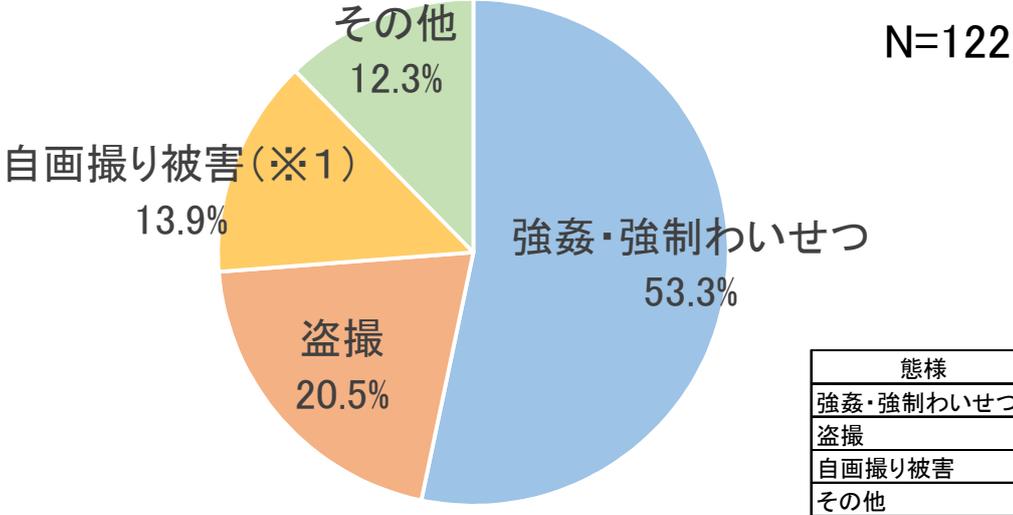
被害児童が「面識のない者」と知り合った方法別の割合



関係	人数
面識のない者	226
友人・知人	18
交際者(元交際者含む)	17
教師、保育士	1
親族	1

方法	人数
コミュニティサイト	207
通信ゲーム	11
出会い系サイト	3
その他	5

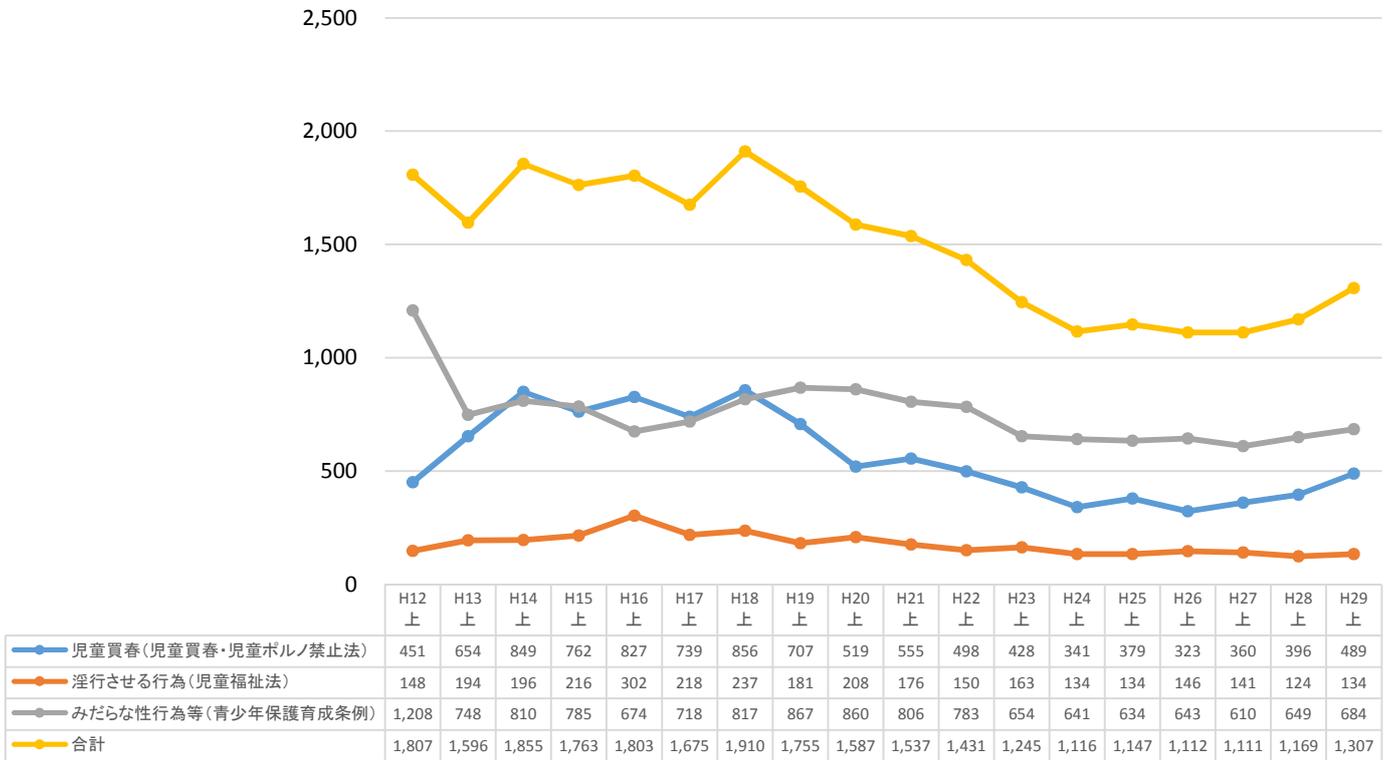
【児童ポルノ事件】 低年齢児童の被害態様別の割合



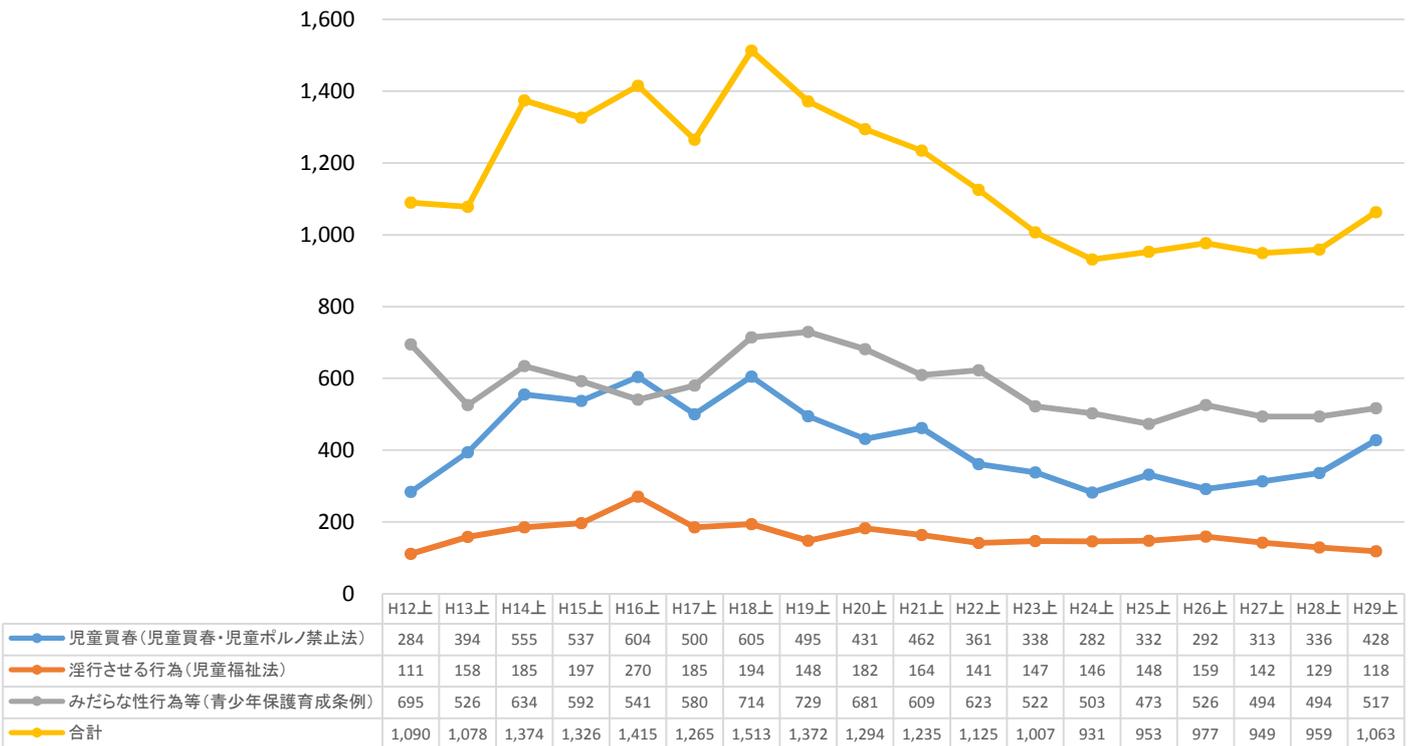
態様	人数
強姦・強制わいせつ	65
盗撮	25
自画撮り被害	17
その他	15

※1 「自画撮り被害」は、だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の被害をいう。
 ※2 「淫行行為」は、「青少年育成条例違反(淫行行為)」をいう。

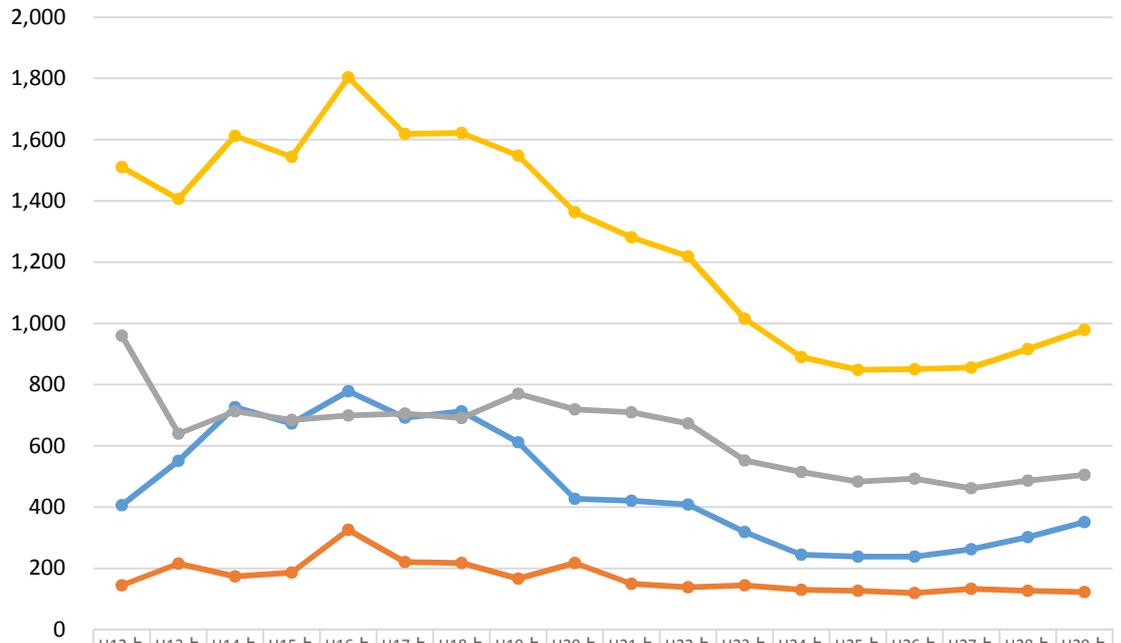
【児童買春事件等】 検挙件数の推移



【児童買春事件等】 検挙人員の推移

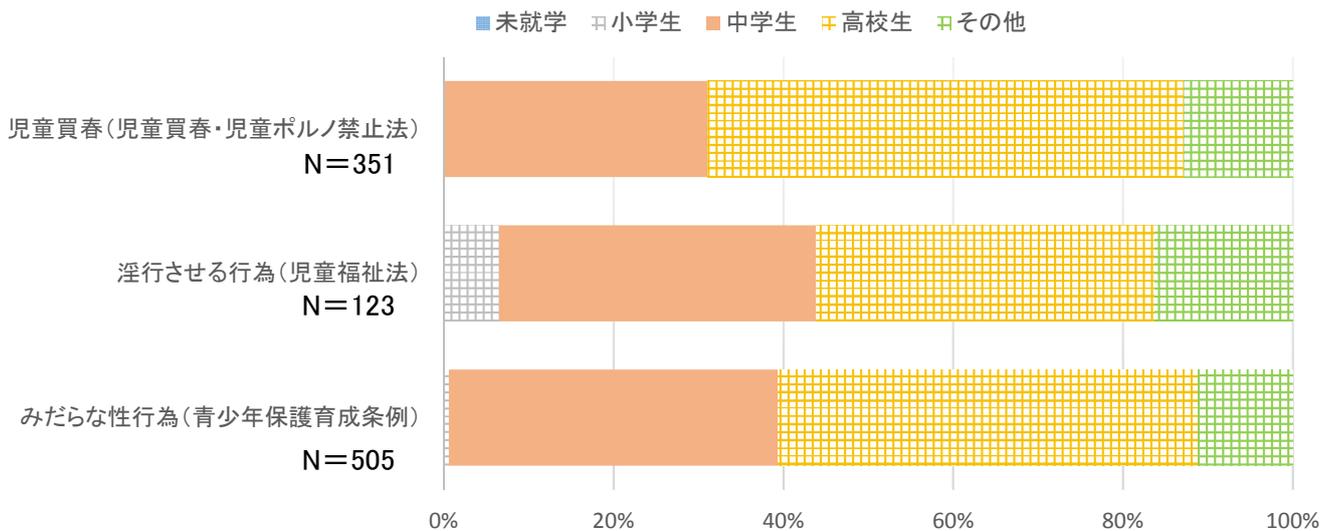


【児童買春事件等】 被害児童数の推移



	H12上	H13上	H14上	H15上	H16上	H17上	H18上	H19上	H20上	H21上	H22上	H23上	H24上	H25上	H26上	H27上	H28上	H29上
児童買春(児童買春・児童ポルノ禁止法)	406	551	726	673	779	692	713	612	427	421	408	319	245	238	238	262	302	351
淫行させる行為(児童福祉法)	145	215	174	186	326	221	218	166	218	150	138	144	130	127	120	133	127	123
みだらな性行為等(青少年保護育成条例)	960	640	713	685	699	706	691	770	719	710	673	552	515	483	493	461	487	505
合計	1,511	1,406	1,613	1,544	1,804	1,619	1,622	1,548	1,364	1,281	1,219	1,015	890	848	851	856	916	979

【児童買春事件等】 被害児童の学職別の割合



罪種	未就学	小学生	中学生	高校生	その他
児童買春 (児童買春・児童ポルノ禁止法)			109 31.1%	197 56.1%	45 12.8%
淫行させる行為 (児童福祉法)		8 6.5%	46 37.4%	49 39.8%	20 16.3%
みだらな性行為等 (青少年保護育成条例)	1 0.2%	2 0.4%	196 38.8%	250 49.5%	56 11.1%

平成29年上半期におけるコミュニティサイト等に 起因する事犯の現状と対策

1 全体の傾向

- (1) コミュニティサイト及び出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数の推移
- (2) 罪種別の被害児童数の推移(コミュニティサイト)
- (3) 年齢別の被害児童数の推移(コミュニティサイト)
- (4) 罪種別の被害児童数の推移(出会い系サイト)
- (5) 年齢別の被害児童数の推移(出会い系サイト)

資料1

資料2

資料3

資料4

資料5

2 被害の現状

- (1) 主なコミュニティサイト種別の被害児童数の推移
- (2) 被害児童のコミュニティサイトへのアクセス手段(割合)の推移
- (3) コミュニティサイトにおける被害児童の現状
- (4) フィルタリングの利用状況
- (5) 被害児童数が多いサイト

資料6

資料7

資料8

資料9

資料10

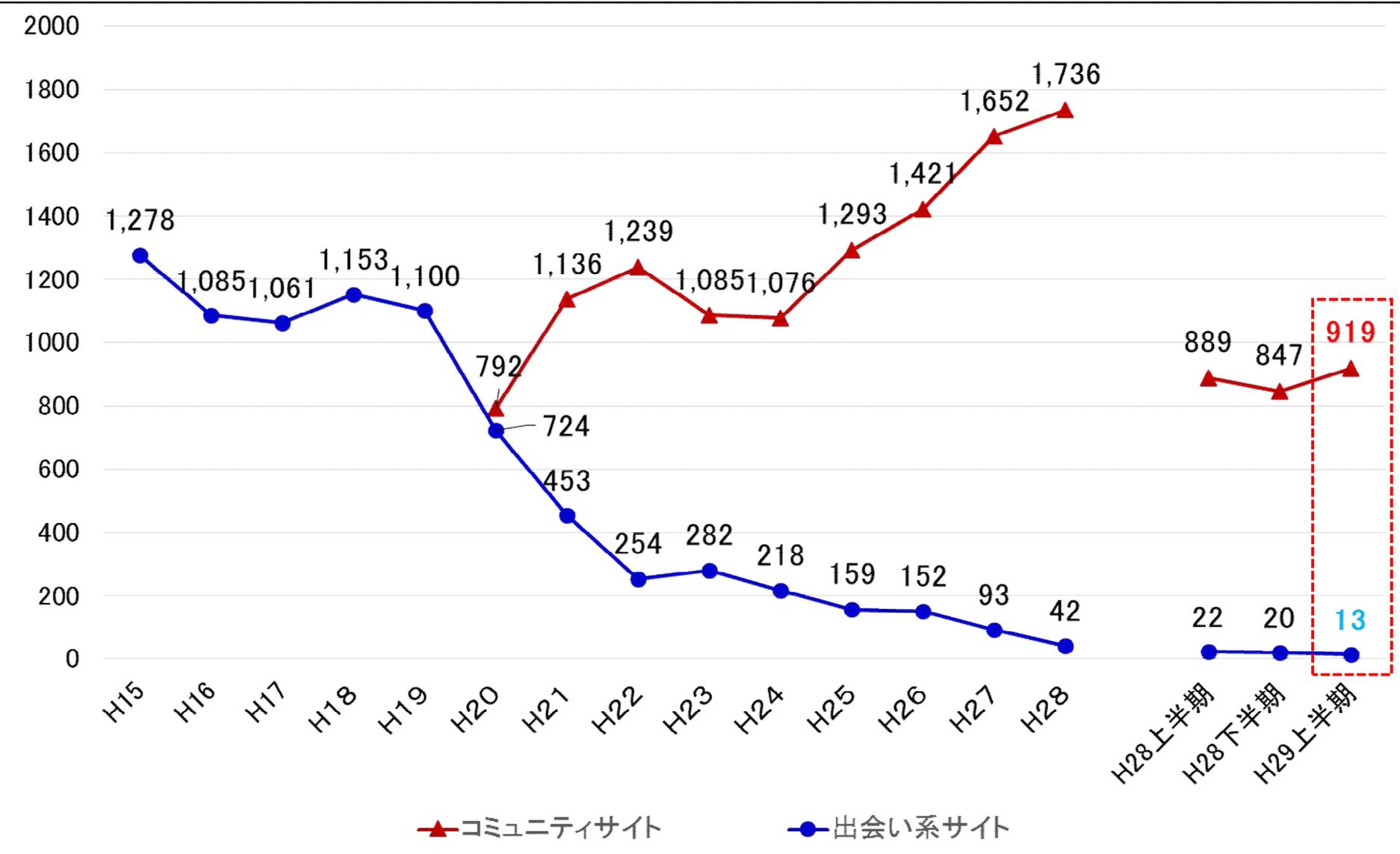
3 青少年インターネット環境整備法改正の概要

資料11

平成29年10月19日
生活安全局情報技術犯罪対策課

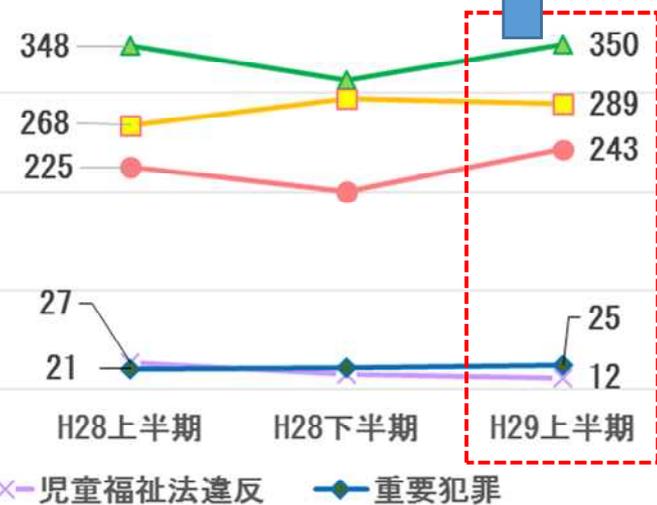
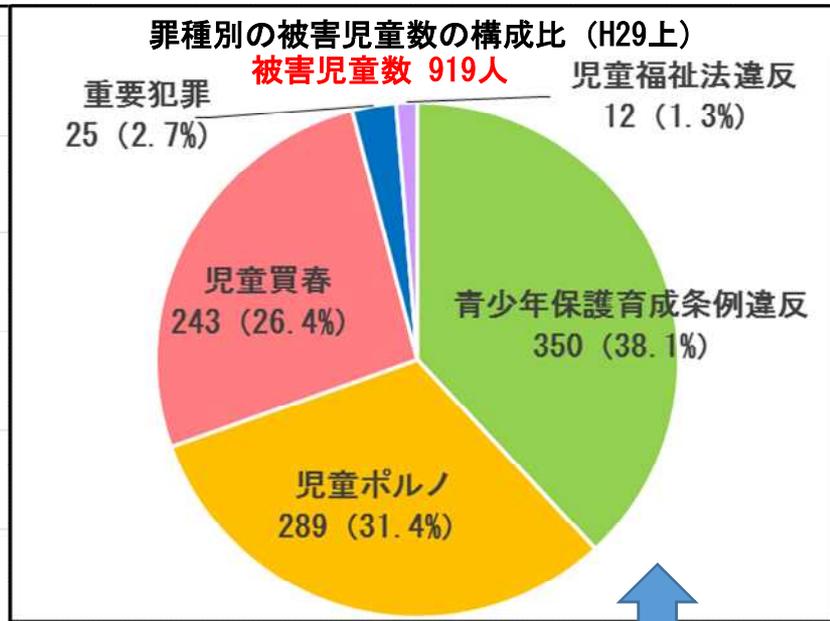
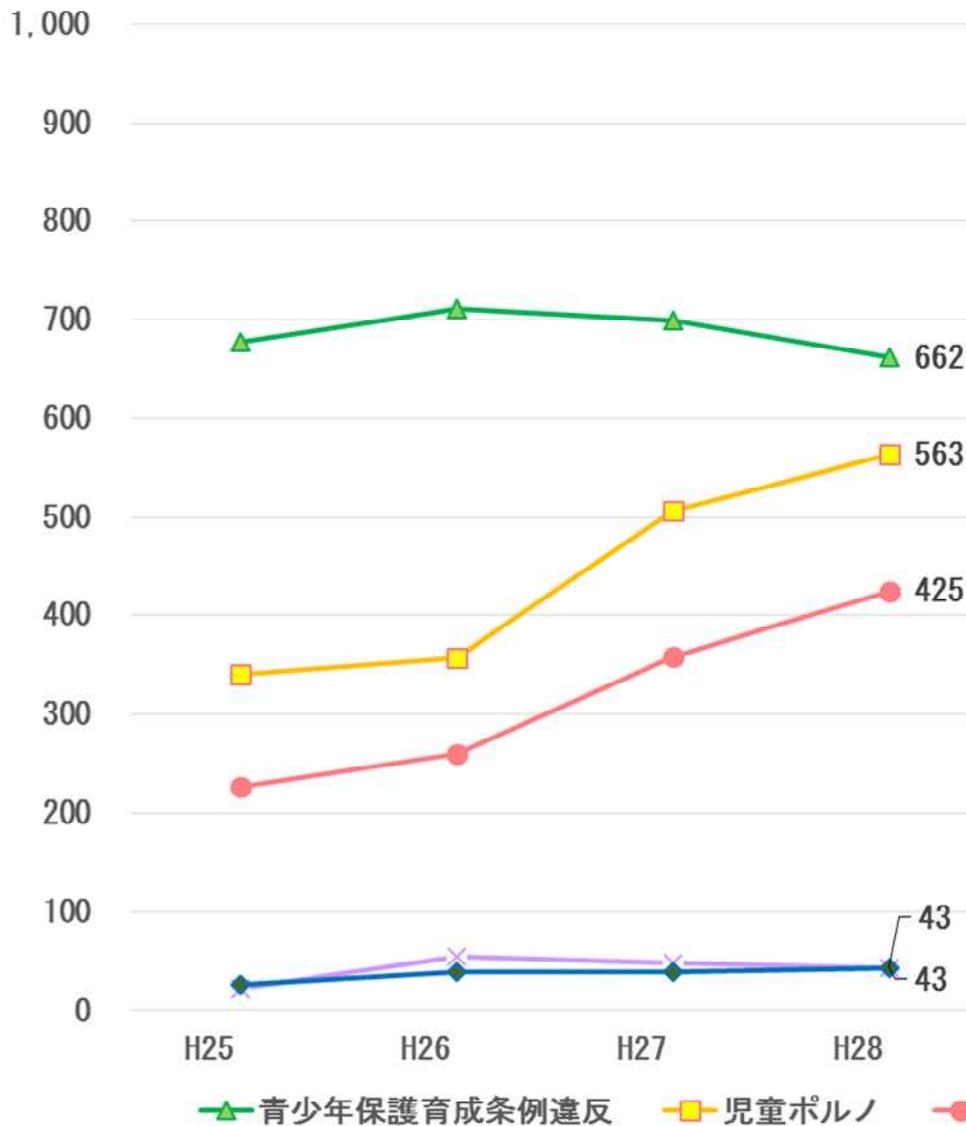
資料1 コミュニティサイト及び出会い系サイトに起因する事犯の被害児童数の推移

- ・ コミュニティサイトにおける被害児童数は増加傾向が継続し、過去最多。
- ・ 他方、出会い系サイトにおける被害児童数は更に減少し、過去最少。



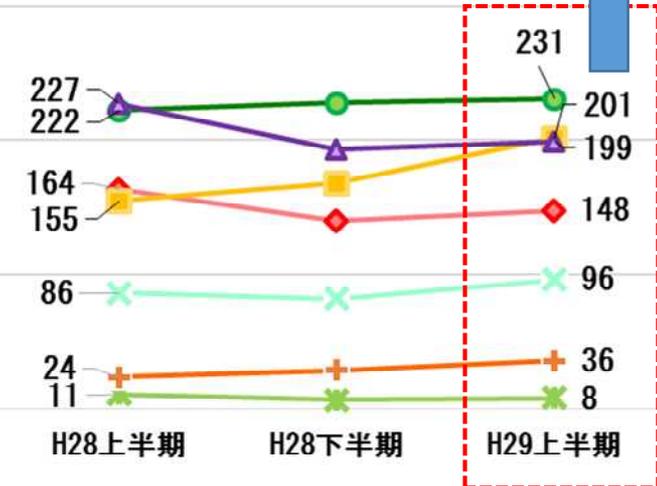
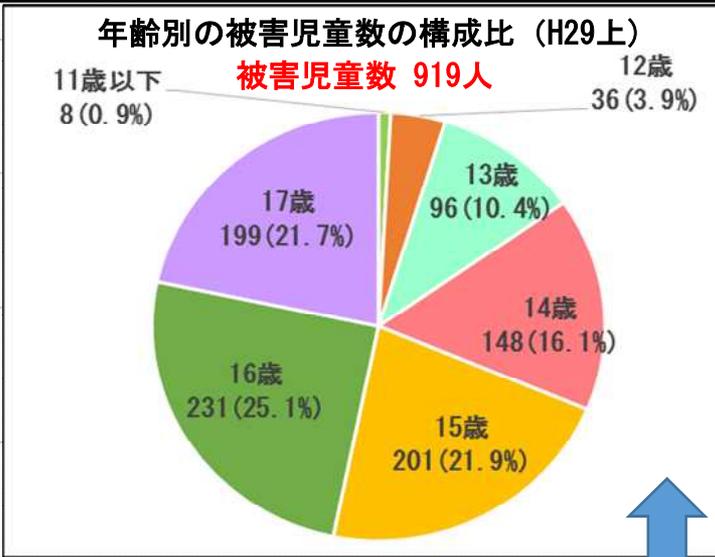
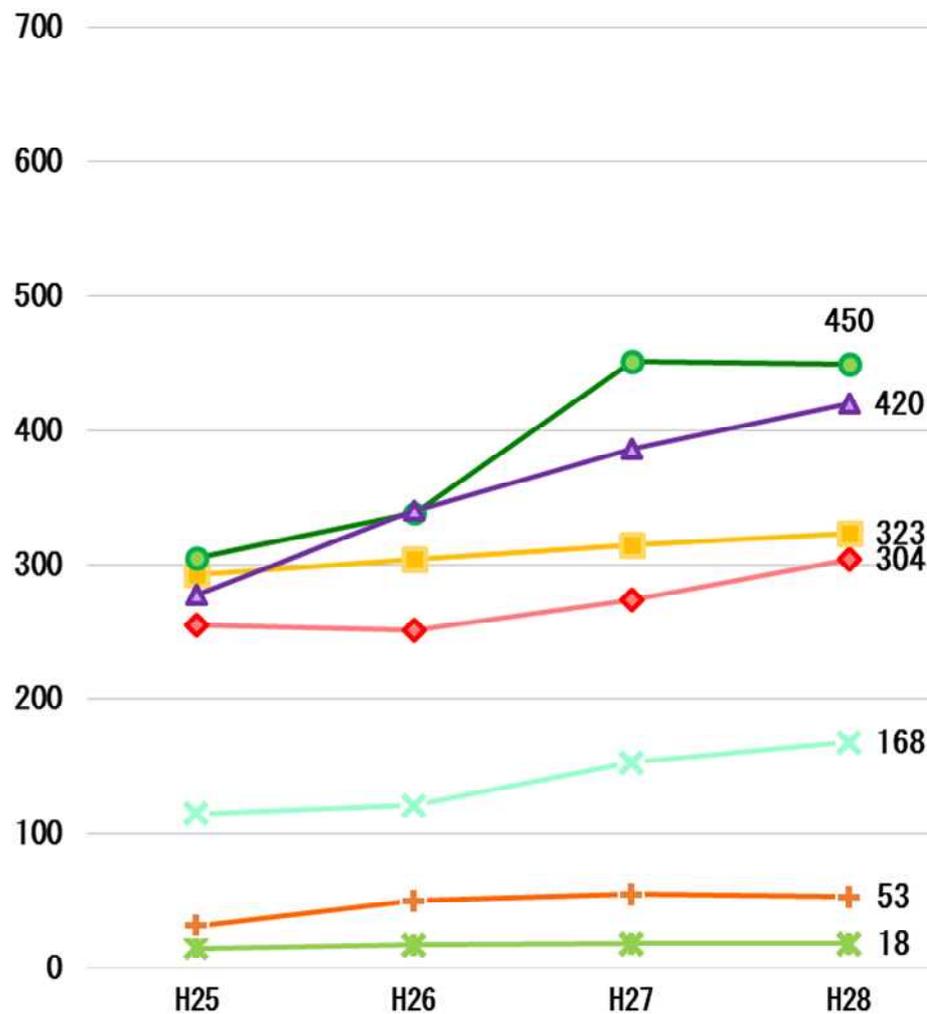
罪種別の被害児童数の推移(コミュニティサイト)

コミュニティサイトでは、児童買春及び児童ポルノの被害児童数が増加傾向。他罪種は横ばい傾向。



年齢別の被害児童数の推移(コミュニティサイト)

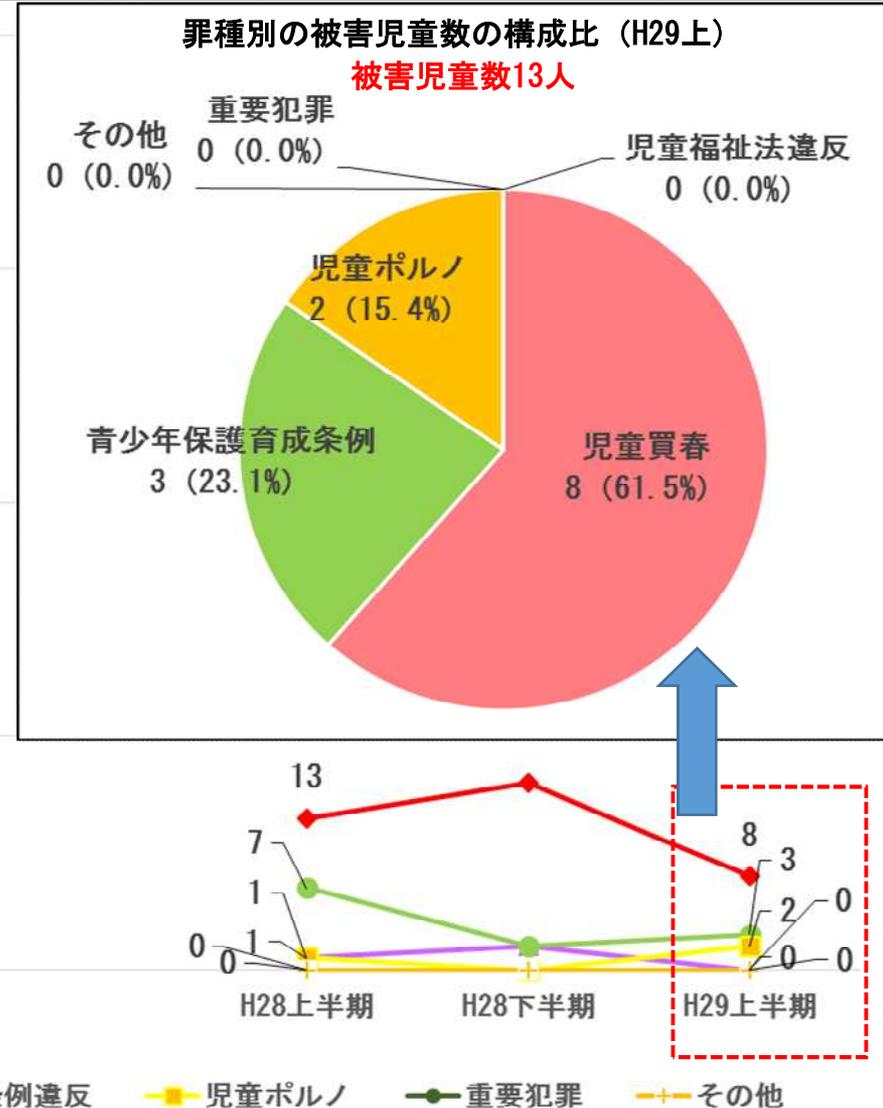
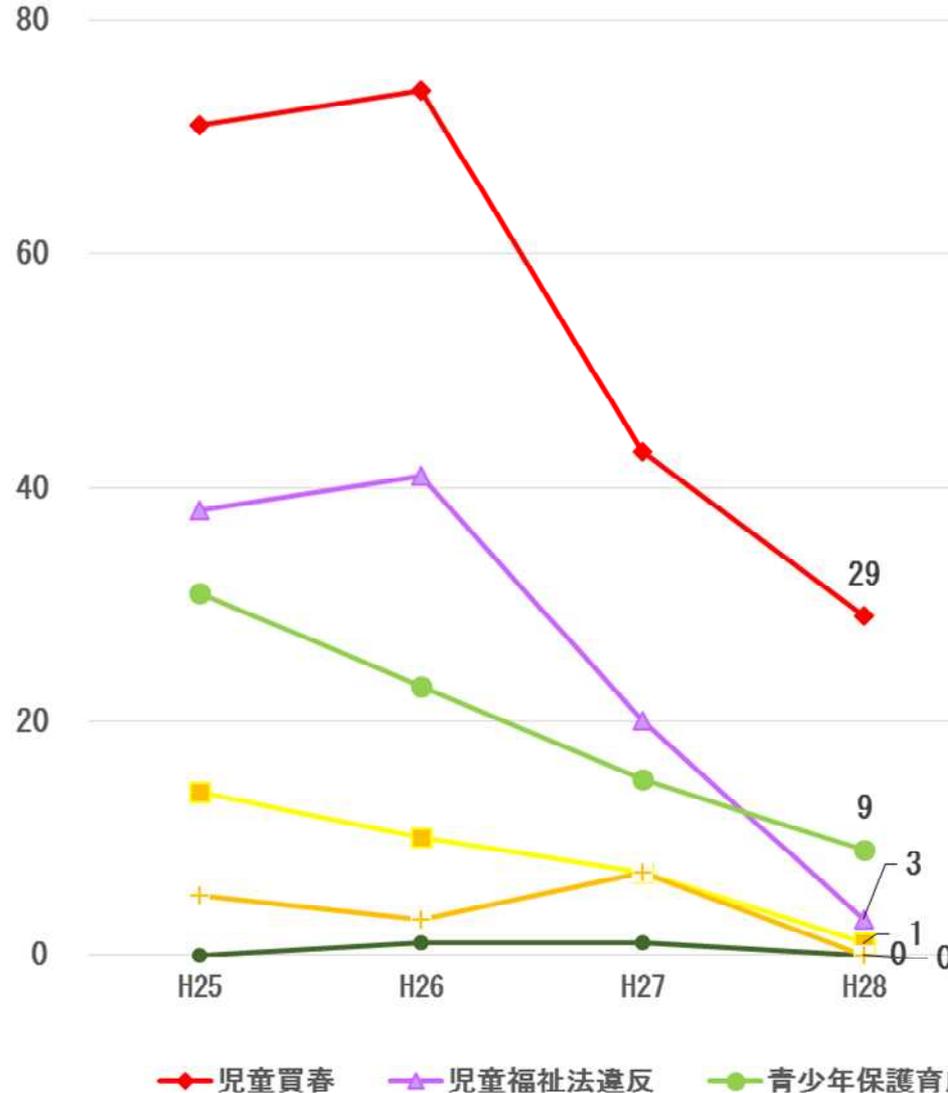
14歳以上の被害児童数が多く、特に16歳、17歳の被害児童数の増加傾向が顕著。



■ 11歳以下
 ■ 12歳
 ■ 13歳
 ■ 14歳
 ■ 15歳
 ■ 16歳
 ■ 17歳

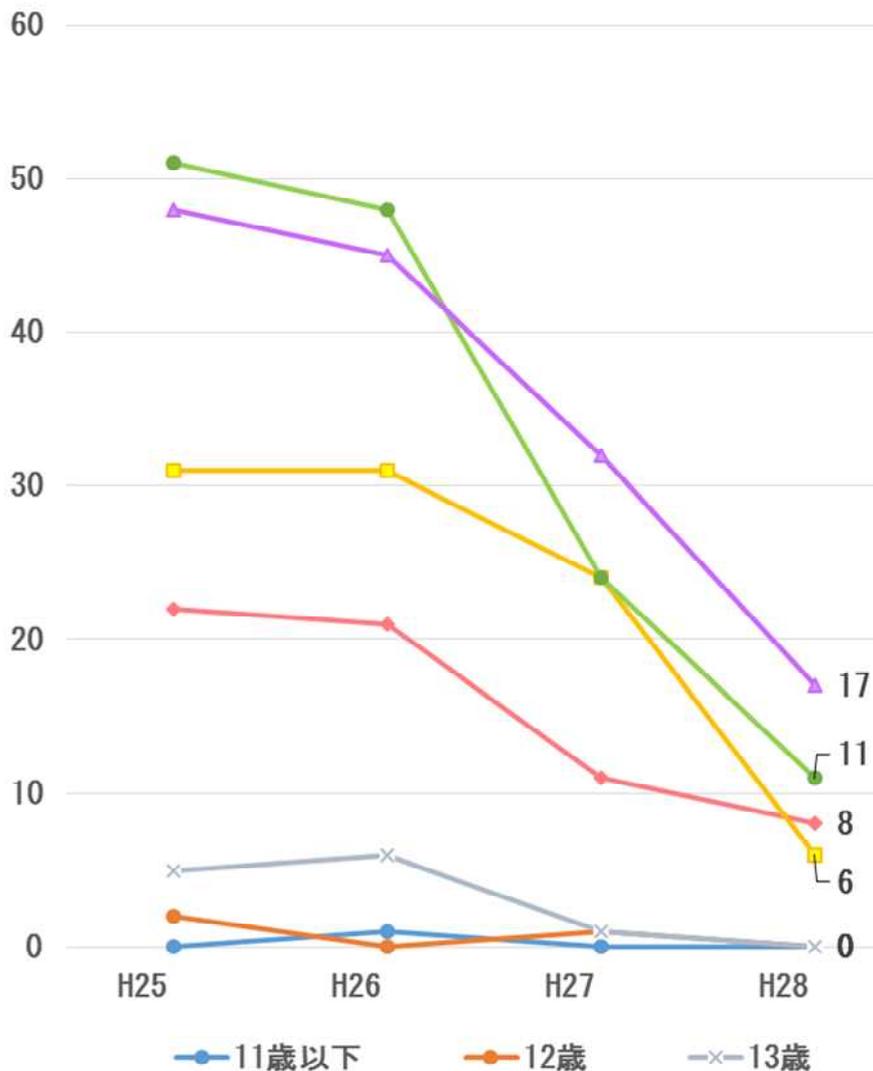
罪種別の被害児童数の推移(出会い系サイト)

- ・平成20年の出会い系サイト規制法の改正以降減少傾向にあるところ、更に減少。
- ・罪種別では児童買春が半数以上。



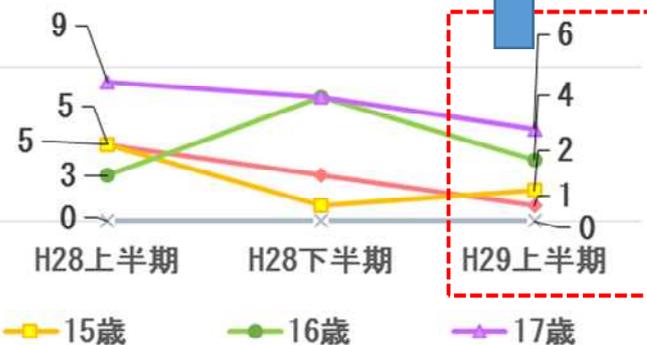
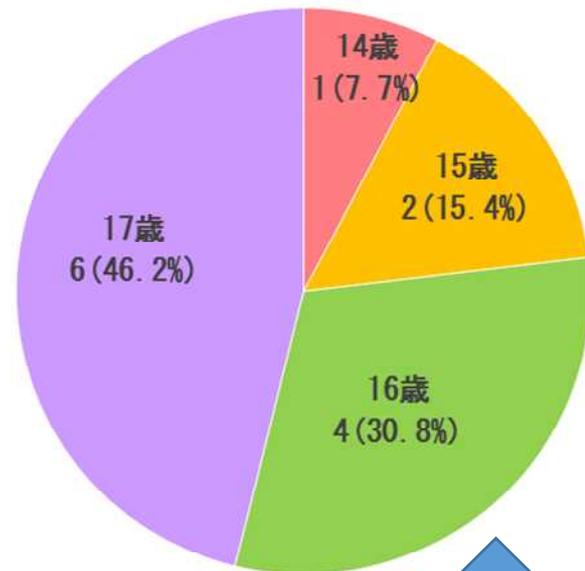
年齢別の被害児童数の推移(出会い系サイト)

各年齢で被害児童数が減少しているところ、16歳、17歳の被害児童数が約8割。

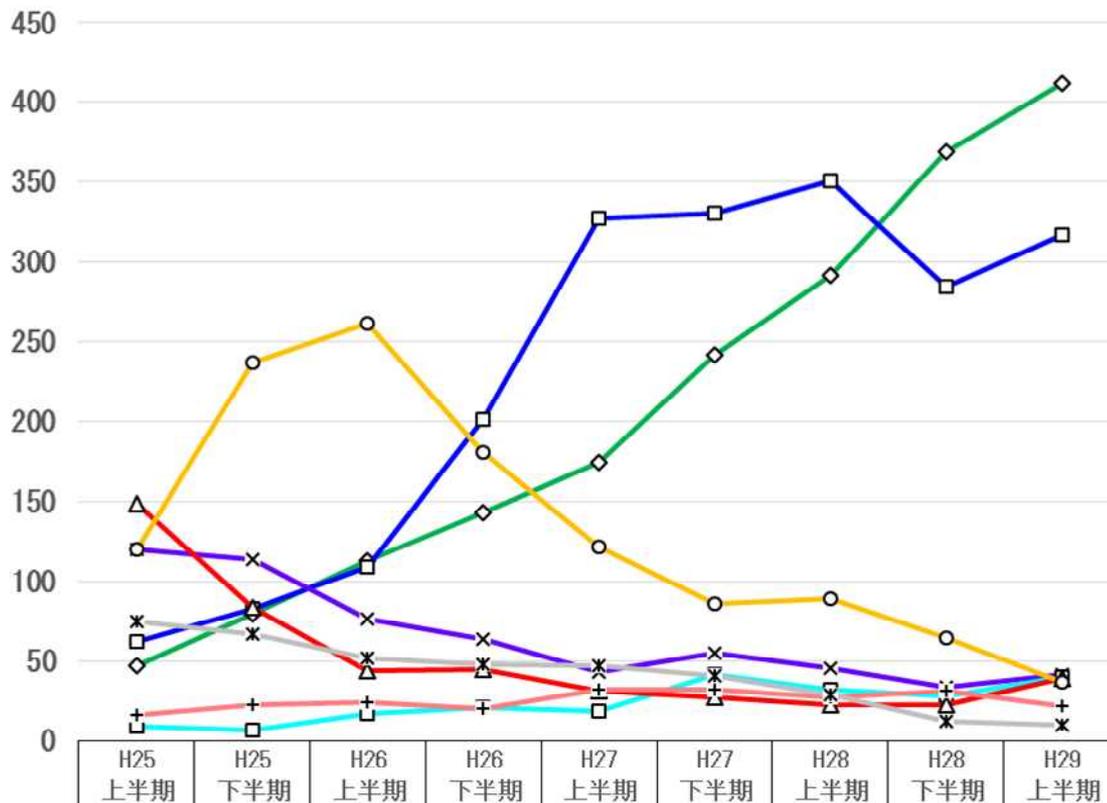


年齢別の被害児童数の構成比 (H29上)

被害児童数13人



サイト別では「複数交流系」が最も多く、次いで「チャット系」。



複数交流系：広く情報発信や同時に複数の友人等と交流する際に利用されるサイト

チャット系：面識のない利用者同士チャットにより交流するサイト

ブログ、掲示板系：趣味やカテゴリ別のコメント、日記等を掲載し、それを閲覧した利用者で交流するサイト

動画等投稿・配信系：動画や画像、音声等を投稿、配信し、それを閲覧した利用者で交流するサイト

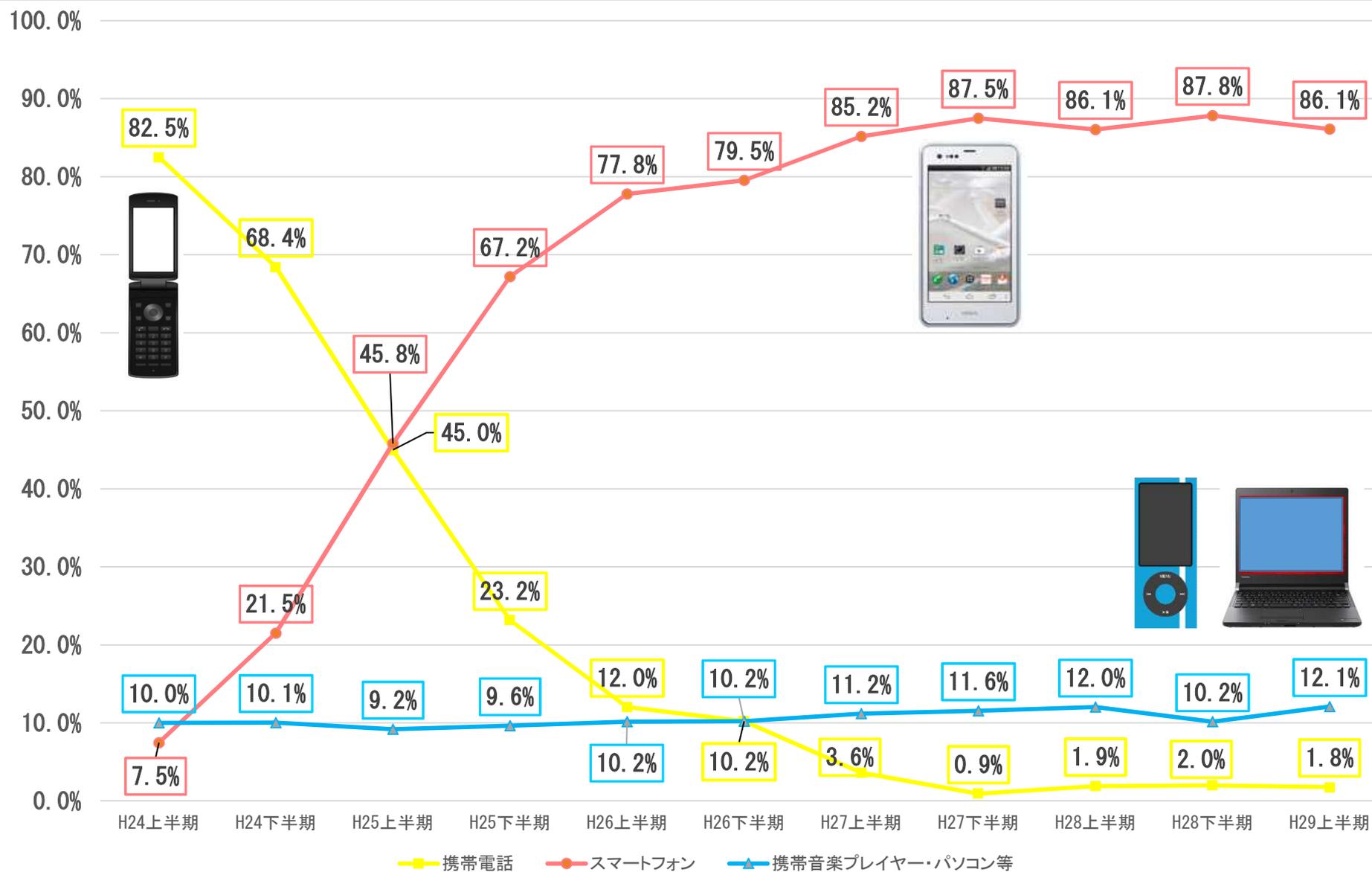
ゲーム、アバター系：主にゲーム等のキャラクターやアバターとして他の利用者で交流するサイト

ID、QRコード交換系：IDやQRコードを交換し見知らぬ相手と交流することを目的としたサイト

ランダムマッチング系：ランダムに他の利用者で結びつき、その利用者で交流するサイト

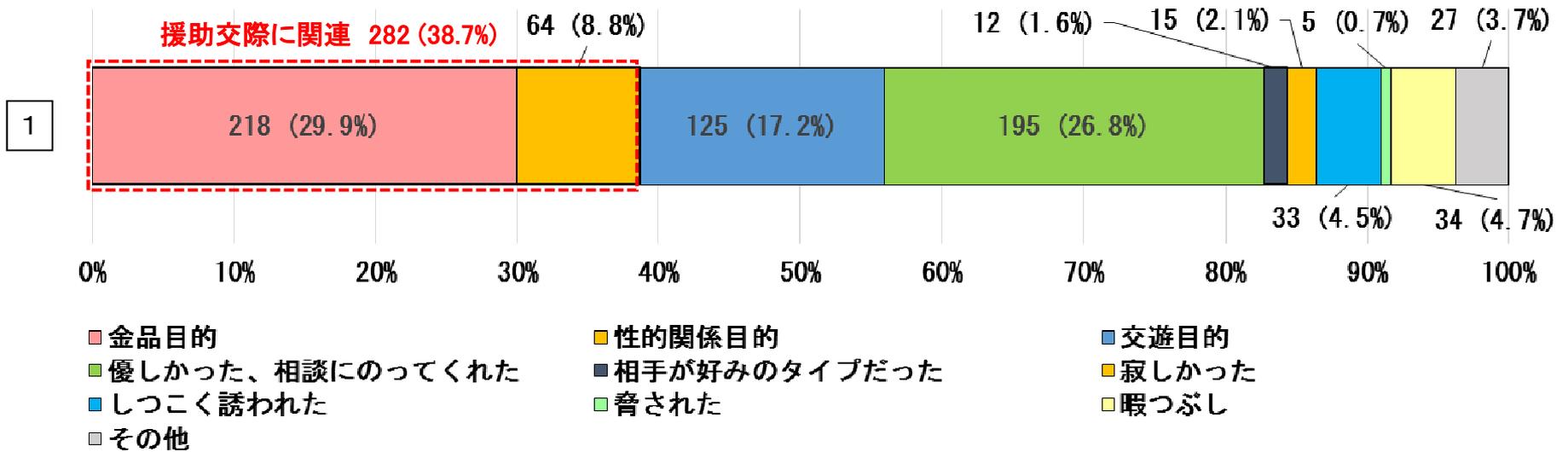
不明：サイトやアプリを特定するに至らなかったもの

被害児童のコミュニティサイトへのアクセス手段は、約9割がスマートフォン利用。

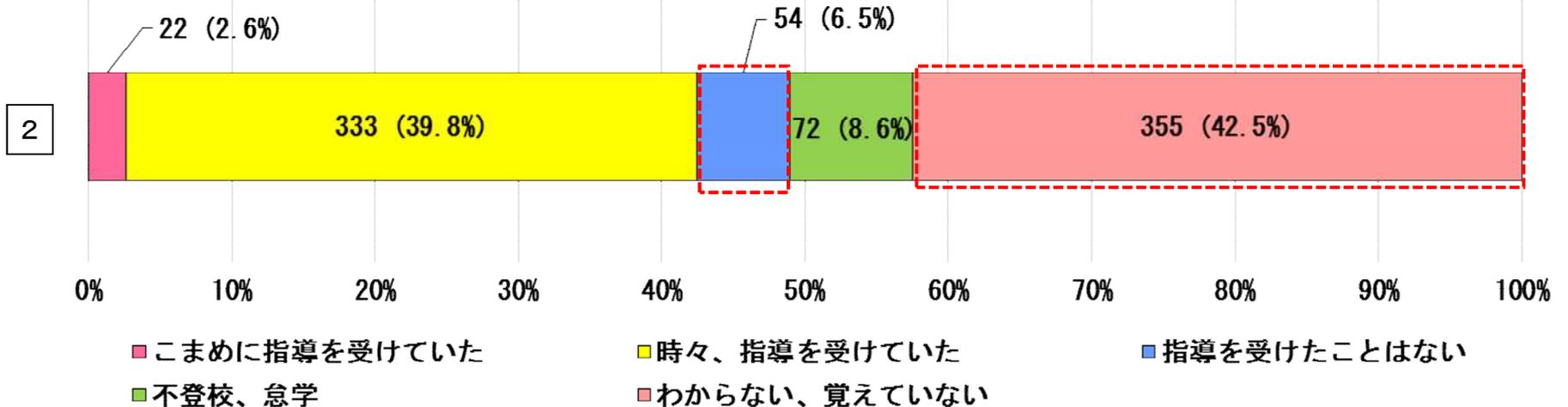


- 被害児童が被疑者と会った理由では、「金品目的」や「性的関係目的」といった援助交際に関連する理由が約4割。
- インターネット利用等に関して、「指導を受けたことはない」又は「覚えていない」と回答した児童が約半数。

【被害児童が被疑者と会った理由】n=728

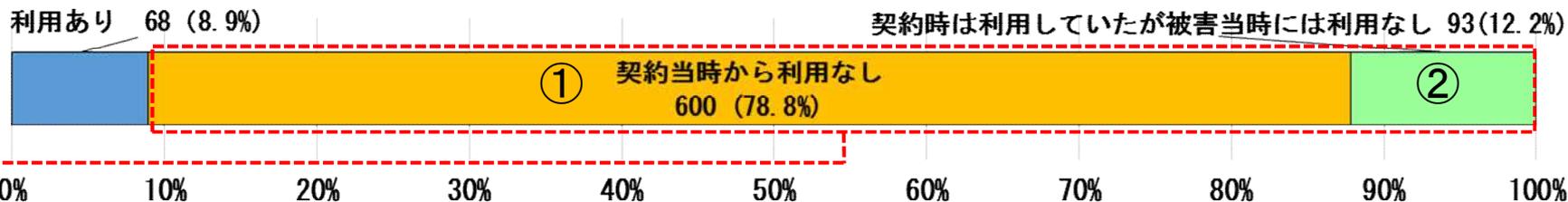


【学校における指導状況】n=836



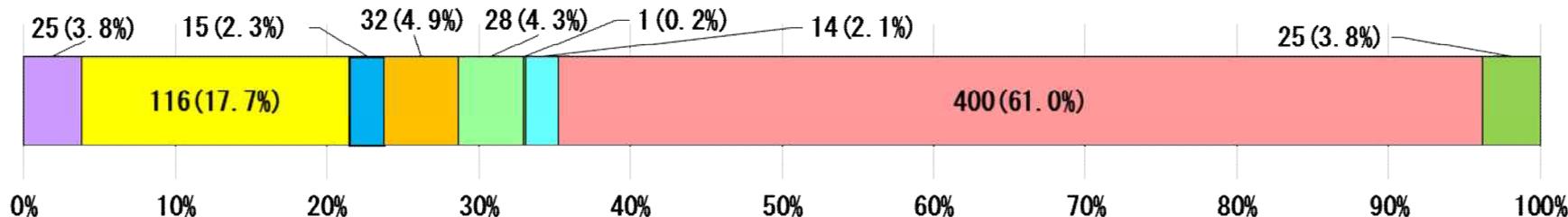
- ・ フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち9割以上が被害当時にフィルタリングを利用せず。
- ・ フィルタリングを利用しなかった理由について「子供を信用している」、「子供に反対された」等と回答した保護者が多く見られた。

【フィルタリングの利用状況】 n=761

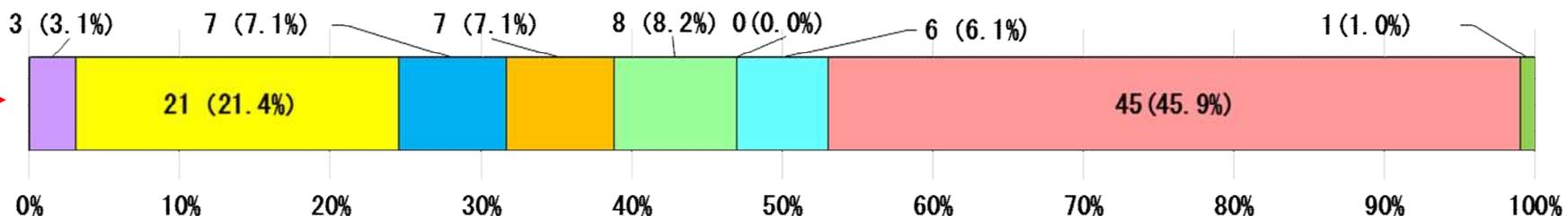


【保護者がフィルタリングを利用しなかった理由】 ※複数回答あり

① 契約時から利用なし n=600

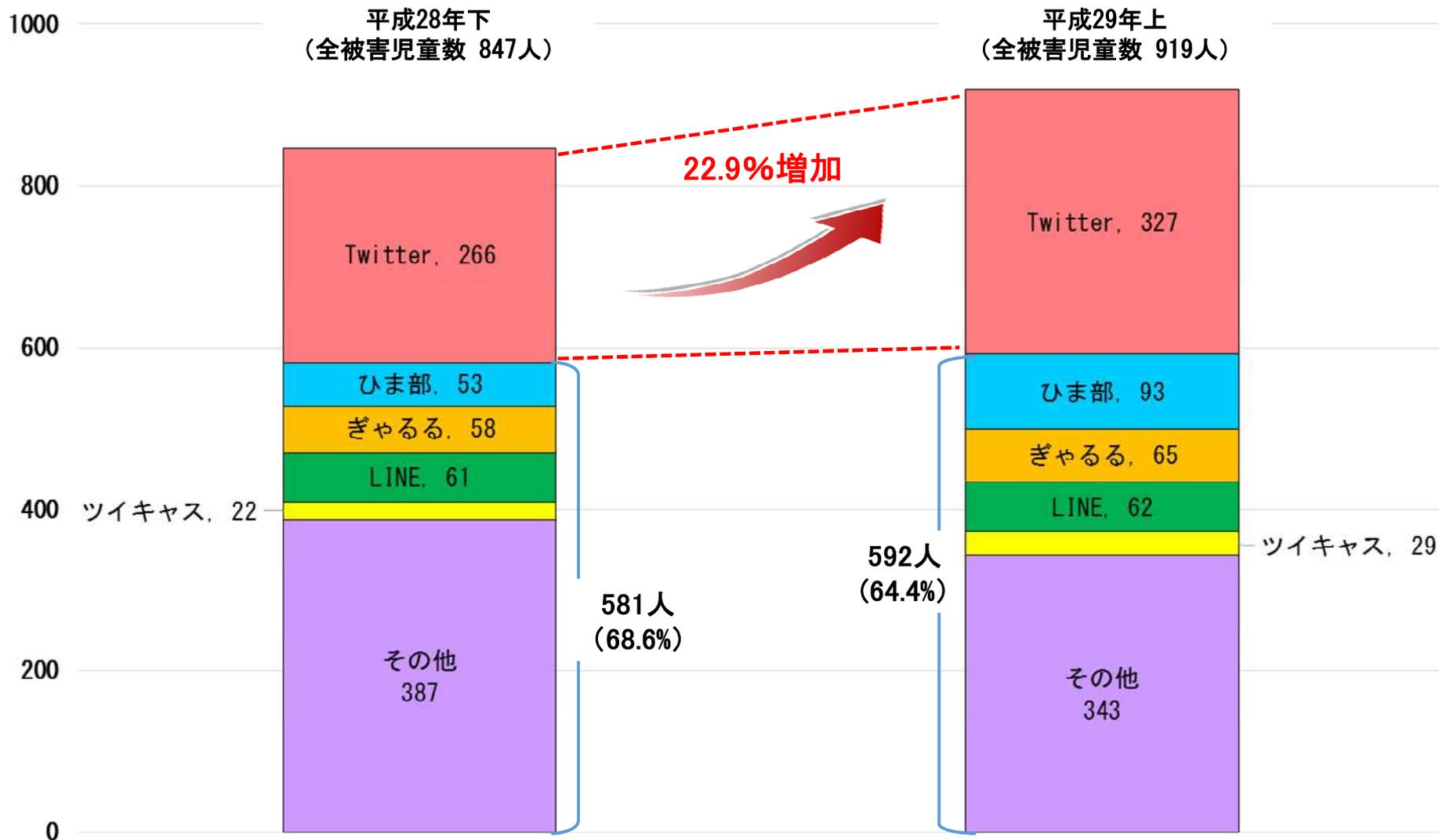


② 契約時は利用していたが被害当時には利用なし n=93



- 子供が不適切な利用をしないように管理できるため
- 子供を信用している
- 制限されるサービスを使わせるため
- 設定や内容変更が難しいため
- 効果がわからない
- お金がかかるため
- 子供に反対された
- 特に理由はない
- その他

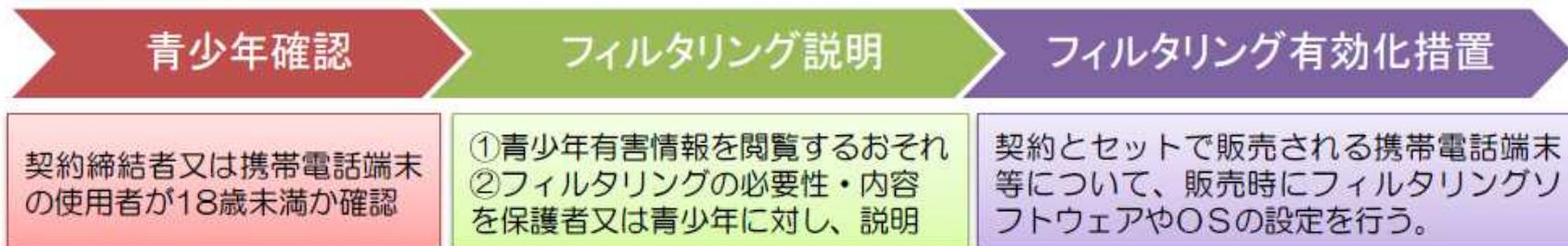
Twitterに起因する被害児童数は327人で、全被害児童の3分の1強を占める。



スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続が普及し、フィルタリング利用率が低迷。こうした状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図るための法改正を行う。

1. 携帯電話インターネット接続役務提供事業者(携帯ISP)と契約代理店

新規の携帯電話回線契約時及び機種変更・名義変更を伴う携帯電話回線契約の変更・更新時に、下記を義務付け



※ フィルタリング義務の対象機器を携帯電話端末だけでなく携帯電話回線を利用してインターネットを閲覧できる機器に拡大

2. 携帯電話端末・PHS製造事業者

フィルタリングソフトウェアのプリインストール等
フィルタリング容易化措置を義務付け

3. OS開発事業者

フィルタリング有効化措置・フィルタリング容易化措置
を円滑に行えるようOSを開発する努力義務

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

いわゆる「JKビジネス」の営業実態等の調査結果について

1 いわゆる「JKビジネス」店の実態把握

(1) 「JKビジネス」店数(業態別、店舗・無店舗型別、地域別等)

資料1

(2) 複合営業の内訳

資料2

2 取締り等の強化

資料3

3 本調査の対象とする営業形態

資料4

平成29年9月
生活安全局少年課

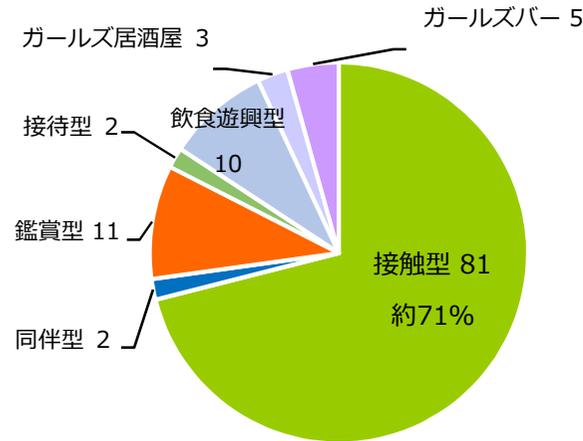
1 「JKビジネス」店の実態把握

(1) 「JKビジネス」店数

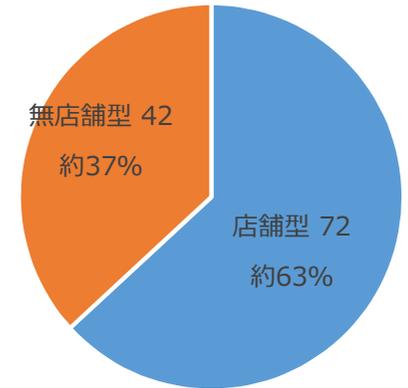
	店舗型	無店舗型	計
接 触 型	45	36	81
同 伴 型	0	2	2
鑑 賞 型	7 (うち撮影2)	4	11 (うち撮影2)
接 待 型	2	0	2
飲食遊興型	10		10
ガールズ居酒屋	3		3
ガールズバー	5		5
計	72	42	114

※ 複数の営業形態を持つ店については、主たる営業で分類している。

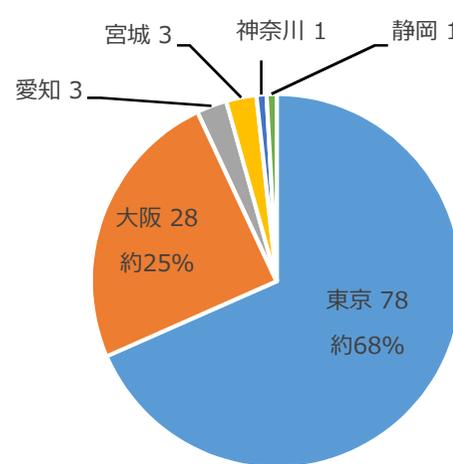
主たる業態別



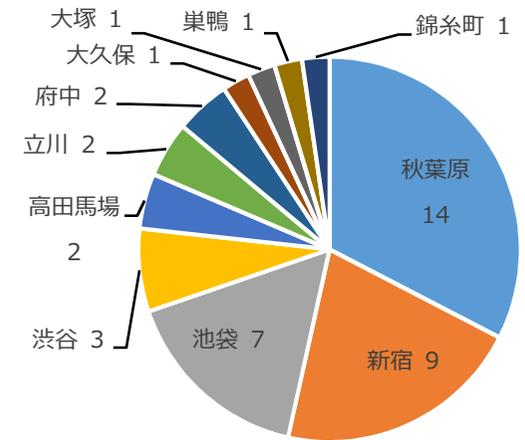
店舗・無店舗型別



地 域 別



東京都内の地域別(店舗型)



※ 東京都には店舗型が43ある。

- 平成29年6月末現在、都道府県警察において把握したいわゆる「JKビジネス」店は114であった。
- 業態別では接触型(いわゆる「リフレ」)が81で、全体の約7割を占めている。
- また、店舗型が全体の約6割を占めている。
- 地域別では、東京都が78で全体の約7割を占め、大阪府と併せると全体の約9割を占めている。
- 秋葉原地区には、店舗型が14あり、東京都全体の約3割を占めている。
- 秋葉原地区、新宿地区及び池袋地区で、東京都全体の店舗型の約7割、全国の約4割を占めている。

(2) 複合営業の内訳

資料 2

	主たる営業	従たる営業			店舗型	無店舗型	計
		同伴型	鑑賞型	接待型			
複合営業の形態	接触型	同伴型			18	14	32
	接触型	同伴型	鑑賞型		1	3	4
	接触型	同伴型	接待型		2	1	3
	接触型	同伴型	鑑賞型	接待型	2	0	2
	接触型	鑑賞型			0	1	1
	接触型	接待型			1	0	1
	鑑賞型	接触型			1	4	5
	飲食遊興型	鑑賞型	ガールズ居酒屋		1	0	1
	接待型	飲食遊興型			1	0	1
合 計					27	23	50

- 全114店のうち、複合営業は50あり、全体の約44パーセントを占めている。
- 複合営業のうち、主たる営業としては接触型(いわゆる「リフレ」)が43で最も多く、全体の86パーセントを占めている。
- 複合営業のうち、従たる営業としては同伴型(いわゆる「散歩」)が41で最も多く、全体の82パーセントを占めている。
- 「接触型×同伴型」(「リフレ」×「散歩」)の複合営業が32あり、全体の64パーセントを占めている。

2 取締り等の強化

各種法令を適用した厳正な取締り等の推進

	営業に関する検挙		性被害に関する検挙		計
	件数	人員	件数	人員	
警視庁	4	6	4	4	8件10人
大阪府警察	2	4	3	3	5件7人
計	6件10人		7件7人		13件17人

※ 警視庁及び大阪府警察において、延べ13件17人を検挙

【主な検挙事例】

○ 散歩店(無店舗型)の利用客を児童買春・児童ポルノ禁止法違反で検挙(3月 大阪府警察)

散歩店の利用客が、同店の女性従業員(16歳)が18歳未満であることを知りながら、同児童に現金を供与してホテルにおいて、性交をして児童買春したものの。

○ 散歩店(無店舗型)経営者等を児童福祉法違反で検挙(4月 警視庁)

マンションの一室に事務所兼待機室を設け、専ら18歳未満の女性従業員を雇用し、遅刻、無断欠勤には罰金を科し、ホテル等で客と性交、性交類似行為をしなければ金を稼げない状況にした上で、「裏オプション」として女性従業員(16歳)に客と性交させたもの。

○ コミュニケーション(店舗型)店長を児童福祉法違反で検挙(5月 警視庁)

店長の立場を利用して、店内において18歳未満の女性従業員(16歳)に対して、性交を承諾せざるを得ない状況にさせた上で性交させたもの。

関係法令に基づく積極的な立入調査の実施

○ 実態を把握するため風適法、条例等に基づき計272店舗に立入調査を実施

※ うち「JKビジネス」41店舗に立入

○ 従業員名簿備付、青少年立入禁止表示等38件の違法行為(うち「JKビジネス」2件)を現認し、指導、指示処分を実施

「JKビジネス」の規制等に関する条例制定(改正)の動向

○ 3月30日、東京都議会において「特定異性接客営業等の規制に関する条例」が成立

※ 同条例については7月1日施行

※ 8月31日現在における特定異性接客営業の東京都公安委員会への届出数は37

○ いわゆる「JKビジネス」を規制するため、神奈川県においては「神奈川県青少年保護育成条例」を改正予定、兵庫県においては「青少年愛護条例」の改正を検討中

○ 大阪府においては「大阪府青少年健全育成審議会」において、いわゆる「JKビジネス」の規制の在り方について検討中

本調査の対象は、次のとおり。

- 児童が客に接する業務に従事していることを明示し、若しくは連想させるものとして、「JK」、「高校生」、「制服」、「体操服」、「スクール水着」等の文字、数字、その他の記号、映像、写真若しくは絵を営業所の名称若しくは広告若しくは宣伝に用いているもの又は児童が客に接する業務に従事していることを明示し、若しくは連想させるものとして、学校において着用する生徒制服又は体操着を客に接する業務に従事する者が着用するもの(①～⑤)
- 児童に関する性的好奇心をそそるおそれがあるもの(①～⑤)
- ⑥及び⑦の形態の営業

(留意点)

※ 映像、写真若しくは絵とは、学校において着用する生徒制服若しくは体操着又はこれらを着用する人の姿態を表すものをいう。

※ 店舗型とは、営業所や待機室を設けて役務を提供する形態及び従業員を客先に派遣する形態の営業をいう。

※ 無店舗型とは、役務を提供する営業所を設けず、従業員を客先に派遣して行う形態の営業をいう。

形 態	概 要
① 接 触 型	○ 従業員をして専ら客の身体のマッサージや添い寝、ハンドマッサージ、肩もみ、体を洗う等のサービスや、体を触らせるサービスを提供する形態の営業(いわゆる「リフレ」)。
② 同 伴 型	○ 従業員をして専ら客にデート等のサービスを提供する形態の営業(いわゆる「散歩」)。
③ 鑑 賞 型	○ 直接又はマジックミラー越しに従業員の姿態を見せるサービスを提供する形態の営業(いわゆる「見学」)。 ○ 従業員が折り紙やアクセサリ作り等の作業をしている姿態を見せるサービスを提供する形態の営業(いわゆる「作業所」)。 ○ 個室又は屋外等において、主に従業員の姿態を撮影させるサービスを提供する形態の営業(いわゆる「撮影」)。
④ 接 待 型	○ 従業員をして会話等のサービスを提供する形態の営業(いわゆる「コミュニケーション」) なお、サービスの例としては、会話、占い、カウンセリング、ゲーム等又はこれらを複合したサービス(添い寝、腕枕、ハグ、全身マッサージ等の客に接触し、又は接触させるサービスを除く。)が該当。
⑤ 飲食遊興型	○ 設備を設けて客に飲食をさせる営業で、カウンター席やテーブル席を設置した店内において、飲食物(酒類を含む。)等を提供する形態の営業(いわゆる「喫茶」)。
⑥ ガールズ居酒屋	○ 設備を設けて客に飲食させる営業で従業員に水着、下着、学校において着用する生徒制服又は体操着を着用させ、パフォーマンスつきでメニュー注文を受けさせたり、酒肴を運んだ際に客の面前でダンスをさせる等のサービスを提供する形態の営業。
⑦ ガールズバー	○ 設備を設けて客に飲食させる営業で、カウンター席が設置され、従業員に水着、下着、学校において着用する生徒制服又は体操着を着用させ、カウンター越しに接客して酒類等を提供するショットバー形態の営業。